

叙任 辭令 (七月分續)

○七月二十二日

道路主事 島倉民雄
年俸三百圓下賜(七月北海道廳)
十一月一日

土木技師 加藤五郎

九級俸下賜(七月岐阜縣)
七月二十四日

○七月二十六日

道路技師 福留正麿

六級俸下賜(六月兵庫縣)
六月三十日

○七月二十九日

神奈川縣道路技師
手兼土木技師

萩野三省

(各通) 同
道路技師兼土木技師ニ任ス
高等官七等ヲ以テ待遇セラル

秋葉俊次

土木技師ニ任ス

高等官八等ヲ以テ待遇セラル

小田賢郎

願ニ依リ本職ヲ免ス(以上七月二内閣)
七月十八日

土木技師 松浦康秋

七級俸下賜

道路技師 不破壽親

十一級俸下賜(以上六月熊本縣)
三十日

土木技師 堀

清

九級俸下賜(三月熊本縣)
八月十四日

(八月分)

○八月一日

道路技師兼土木技師 萩野三省

(各通) 同

神奈川縣道路技師兼土木技師ニ補ス

土木技師 秋葉俊次

神奈川縣土木技師ニ補ス

(以上七月二内務省)
七月十八日

道路技師兼土木技師 高木彌

地方待遇職員令第十一條ニ依リ休職ヲ命

ス(七月二内務省)
七月十九日

○八月二日

道路技師兼土木技師 萩野三省

(各通) 同 高木彌

十級俸下賜

土木技師 秋葉俊次

○八月四日

十一級俸下賜(以上七月二神奈川縣)
七月十八日

(各通) 土木技師 志田順作

道路技師 若林弘美

九級俸下賜(以上七月愛知縣)
七月九日

土木技師 加藤彌太郎

八級俸下賜(七月三福井縣)
七月十一日

○八月八日

土木技師 三宅發造

年俸參百圓下賜(七月静岡縣)
七月十四日

○八月九日

鳥取縣道路技師
手兼土木技師 安達晴雄

土木技師兼道路技師ニ任ス

高等官七等ヲ以テ待遇セラル

(八月内閣)
七月七日

土木技師兼道路技師 八木三男

埼玉縣土木技師兼道路技師ニ補ス

(八月内務省)
八月六日

○八月十日

土木技師兼道路技師 安達晴雄

鳥取縣土木技師兼道路技師ニ補ス

(八月内務省)
八月八日

○八月二十三日

道路技師兼土木技師 名井光藏

願ニ依リ本職並兼職ヲ免ス

(八月二内閣)
八月十二日